

令和8年度

文化芸術振興費補助金

(地域文化財総合活用推進事業 (日本遺産等))

募集案内



令和8年4月

<対象事業>

地域文化財総合活用推進事業
(博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業)

<応募書類(データ)の提出期限>

令和8年5月15日(金) 正午まで

<応募書類の提出及びお問合せ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁参事官(文化拠点担当)付文化観光振興係

TEL: (代表) 03-5253-4111 (内線: 4909) (9時30分~18時15分)

Mail: japan-heritage@mext.go.jp



< 目次 >

1 事業概要.....	1
1. 趣旨・目的.....	1
2. 補助対象事業及び想定される事業例.....	1
3. 補助事業者（補助の対象となる者）.....	2
4. 補助金交付の対象となる事業期間.....	2
5. 補助金の額及び補助金の支払時期・方法.....	2
6. 補助対象とならない取組の例.....	2
7. 各費目における単価上限、補助対象外経費等.....	3
2 応募方法及び応募書類の作成方法.....	4
1. 応募に必要な書類.....	5
2. 応募書類の提出期限.....	5
3. 応募書類の提出先及び提出方法.....	5
4. 交付要望書の作成に当たっての留意事項.....	5
5. 審査.....	6
6. 事業の流れ.....	7
3 適正な執行の確保.....	9
4 その他留意事項等.....	13
1. 補助金交付申請書の提出.....	13
2. 交付決定された補助事業の取扱.....	13
3. その他参考資料.....	13
5 参考資料.....	13
(1) 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項.....	14
(2) 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱.....	19
6 関係法令等.....	24
7 地域文化財総合活用推進事業Q & A.....	33

1 事業概要

1. 趣旨・目的

文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、環境整備、情報発信や人材育成・伝承などの取組を効果的に進めていくことが求められています。そこで、文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用し、地域の活性化や観光振興につなげる取組を支援しているところです。

本事業は、日本遺産に認定された地域のガイダンス施設や博物館等のゲートウェイ施設※において、日本遺産ストーリーに関する展示内容の改善等を行い、来訪者の理解を促進するとともに、当該施設を中心とした周遊に向けた取組を強化することで、当該地域全体への誘導と滞在価値の向上を図り、地域の多様で豊かな文化遺産の総合的な活用を推進することを目的とします。

※ゲートウェイ施設とは、ガイダンス施設や博物館等、来訪者が日本遺産への理解を深める展示を行い、当該地域における周遊の拠点となる施設のことをいいます。

2. 補助対象事業及び想定される事業例

ゲートウェイ施設における、日本遺産ストーリーの理解を促すための展示改善等を行い、日本遺産地域のゲートウェイとしての機能を強化する事業及び、ゲートウェイ施設を核とした日本遺産地域の周遊を促す取組で、かつ、日本遺産地域活性化計画の目標達成のために必要と認められる事業が対象となります。

(1) ゲートウェイ施設における機能強化事業

(事業例)

- 日本遺産の魅力をわかりやすく伝えるための解説・紹介の整備、展示方法の改善、オンラインコンテンツの充実等
- 映像等を活用したコンテンツの充実、実地でのユニークな文化体験の提供
- Wi-Fi等通信環境整備、キャッシュレス、チケットレス等のシステム導入、館内案内の多言語化、バリアフリー化等の利便性向上
- 日本遺産の魅力をわかりやすく来訪者に伝えるための展示改善等に向けた、ストーリーの再編成等に関する調査・研究
- 訪日・在留外国人等、多様な利用者の利便と理解の増進に向けたサービスの提供（多言語化、通訳案内士等のガイドツアーの導入等）
- ゲートウェイ施設における日本遺産の魅力を伝える企画を担う専門的知見を有する人材の育成・確保（ガイド、学芸員等の案内スキル向上に必要な養成講座等の開催）

(2) ゲートウェイ施設を中核とした周遊促進事業

(事業例)

- ゲートウェイ施設を中心とした周遊促進を図るため、ゲートウェイ施設をそのルートに含む交通事業者等と連携した様々な交通手段や共通乗車船券（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通や、レンタカー、自転車等）等の活用
- ゲートウェイ施設を中心とした周遊促進を図るための、周遊先となる施設等における関連する内容の展示や、案内看板や解説板等の整備等

○ゲートウェイ施設を中心とした周遊促進を図るための、日本遺産構成文化財、店舗、商店街等との連携によるまち歩きの充実（共通割引券の発行の企画等）

○ゲートウェイ施設と旅行会社・販売施設・飲食店・宿泊施設等が連携した日本遺産体験型コンテンツの造成

(3) 上記(1)または(2)を実施するために必要な施設・設備の整備に関すること（ただし、来訪者が利用しないもの及び施設の老朽化対策にとどまるものは除く）

※ 日本遺産構成文化財やゲートウェイ施設の対象となる施設等を活用する場合は、必ずその所有者等の関係者の同意を得てください。

3. 補助事業者（補助の対象となる者）

・日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会

・日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財の管理者

・日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財を展示・保管する博物館等の所有者等又は管理者等

※ 令和8年度に総括評価・継続審査を受ける地域も、申請いただくことが可能です。

※ 日本遺産候補地域のうち、認定から3年間が経過した地域は対象外です。

4. 補助金交付の対象となる事業期間

交付決定日から令和9年3月31日までの間

5. 補助金の額及び補助金の支払時期・方法

補助金の額については、補助対象経費の1/2とし、1,000万円程度×3件を想定しています。（予算の範囲内において決定します。）

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払います。

6. 補助対象とならない取組の例

本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業は対象外であり、以下に記載している内容は、補助事業で不採択（補助対象外）とする取組の一例です。

また、補助対象となる取組であっても、有識者による審査の結果、費用対効果の観点や予算上の制約から採択されない場合もあります。

・日本遺産と関連のない展示改善等の整備

・日本遺産と関連のない周遊促進に関する事業

・一過性のイベントや、ストーリーとの関連性が認められない取組

・建物の新築、駐車場の整備、舗装

・文化財指定を目的とする調査・研究

・一般公開を行わない施設への整備

・「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」で対応可能な取組

- ・神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等
(指定文化財を除く。)

7.各費目における単価上限、補助対象外経費等

(1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額 (税込)	
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外	
		外部委託のみの事業等、補助事業者に主体性が認められない事業		
		補助事業者及び構成団体又はその構成員等に対する支出 (ただし旅費は除く。)		
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 ※給与として支給するものに限る。期末手当・通勤手当等は対象外。	1,570円/時	
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	-	
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等 ・実働時間が2時間未満の場合は時間単価を適用する。 ・支払単位は1時間とし、30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間と見なす。	2時間以上の場合 14,600円/日 2時間未満の場合 7,300円/時	
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。 ・実働時間を補助対象とする。 ・支払単位は1時間とし、30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間と見なす。	11,800円/時	
	調査	専門家による現地調査(専門家以外による現地調査は賃金単価を適用。) ・実働時間を補助対象とする。 ・支払単位は1時間とし、30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間と見なす。	6,300円/時	
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、解説(現地解説を含む)等 ・実働時間を補助対象とする。 ・支払単位は1時間とし、30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間と見なす。	6,300円/時	
	原稿執筆		日本語 400字(A4用紙1枚)程度	2,100円/枚
			外国語 200ワード(A4用紙1枚)程度	5,250円/枚
	翻訳		和文英訳 200ワード(A4用紙1枚)程度	6,460円/枚
			英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,400円/枚
			その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,990円/枚
出演料		公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	-	
※上記以外の謝金単価については団体の内部規定によるなど算出根拠となる書類を提出すること。				
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額 飛行機を利用した場合、領収書を添付すること。	-	
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費(バスの借り上げ)等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの 補助事業者内の事務会合に係る交通費	左記は全て 全額補助対象外	

		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ (食事代(パック料金の場合は相当額)は補助対象外)	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）に準ずること
	日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外
使用料及び借料	役員費	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、仕様書の写しと複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。） ・委託料等の一般管理費率は、10%を補助上限とする。 	-
委託費			
工事請負費			
備品購入費			
	需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・1点10万円（税込）以上の高額物品 ・パソコンやカメラ等、電力により稼動するもの全て ・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等） ・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等） ・金券の購入（報償費として支給する場合も含む） 	1点10万円未満（税込）のものが対象（案内板等を除く） 左記は全て全額補助対象外
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定総額が10万円（税込み）以上の場合には見積書を添付すること。 	-

※1回当たりの支払額が35,000円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。

（2）その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等もすべて）
不動産関係費		建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費
祭等の運営費		祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費
補助事業者が当然負担すべき経費		補助事業者及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費、建物等の維持管理経費等）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等）
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
応募経費		本事業の応募に係る通信費、旅費等
補助期間外の支出		補助対象期間外（交付決定日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費
その他		ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質上、上記と同義のものは同様の取扱いとなります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって、実際の支出単価は、補助事業者において基準を定める等、適切に運用すること。

2 応募方法及び応募書類の作成方法

1. 応募に必要な書類

- 交付要望書（様式1）
- 令和8年度事業計画書（様式2）
- 収支予算書（様式3）
- 支出内訳明細（様式4）
- 補助事業者（補助の対象となる者）の概要（様式5）
- 講師及び出演者等の一覧表（様式6）
- 見積書（写）、仕様書、その他内容を補足するための参考資料（様式任意）
 - ※【 見積書⇒仕様書⇒参考資料 】の順番としてください。詳しくは、4. 交付要望書の作成に当たっての留意事項②のとおり。
 - ※ 使用料及び借料や役務費、委託費、請負費、需用費において発注見込額が10万円（税込み）以上の場合に見積書を徴取して添付。
 - ※ 発注見込額が100万円（税込み）以上の場合は、仕様書及び複数者から徴取した見積書を添付。
 - ※ 複数者から見積書を徴取できない場合は、理由書（様式任意）を添付。
（プロポーザル等で実施を予定している場合でも、要望額の妥当性を審査するために複数者から見積書を徴取した見積書を添付すること。）
 - ※ 見積書は写しを添付（原本は、補助事業者において保管すること）。
 - ※ 見積書の宛名は補助事業者宛てとすること。

2. 応募書類の提出期限

令和8（2026）年5月15日（金） 12:00（必着）

※ 提出期限を過ぎた後の応募書類の差替えや再提出・追加提出は一切認められません。

3. 応募書類の提出先及び提出方法

（1）提出先

応募書類に必要な事項を記入の上、以下のメールアドレス宛に御提出ください。

日本遺産代表メール：japan-heritage@mext.go.jp

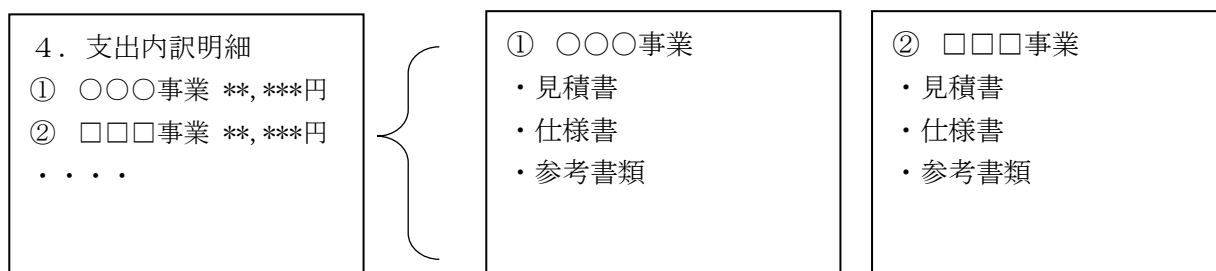
（2）提出方法

文化庁 HP から応募書類一式をダウンロードし、上記提出先にメール添付にてご提出ください。

- ・ メールの件名について、「【ゲートウェイ】補助事業者名」としてください。
- ・ ファイル名には、各様式名の後に補助事業者名（※略称可）を入れてください。
例）様式1_〇〇協議会
- ・ 提出時、チェックシートも添付してください。
- ・ Excel 形式によるデータ形式の様式については、Excel 形式で提出してください。
その他の様式については、PDF ファイルで提出してください。
- ・ 上記のほか、全ての様式及び提出書類を一括した PDF ファイルを提出ください。
その際、「1. 応募に必要な書類」の順に並べてください。
- ・ 添付容量を超えて送信できない場合は、事務局から大容量ファイルの送信方法についてご案内いたしますので、ご連絡ください。
- ・ 応募書類については、補助対象事業を行う都道府県の日本遺産所管課にも共有してください。

4. 交付要望書の作成に当たっての留意事項

- ① 交付要望書の作成に当たっては、記入例を参考にすること。
- ② 申請者は、日本遺産を通じた地域活性化計画を策定した協議会と交付要望書の提出前に十分な調整を行うこと。
- ③ 補助対象経費については、「補助対象事業の内容及び具体例等」を参照すること。ただし、「各費目における単価上限、補助対象外経費等」のとおり、単価の上限等を設けているので、応募に当たってはこれを適用すること。
単価の上限を超える経費については自己負担となる（作業一式を役務費、委託費、請負費により外部に発注（以下「外部委託等」という。）する場合にも適用する。）。また、内訳明細などの積算根拠が不明確な経費については、全額が補助対象外経費となる。
- ④ 収支予算書の作成に当たり、当該年度の補助事業の遂行により生ずると見込まれる収入金（利息を含む）がある場合は、全て収入に計上し、当該年度の補助事業の経費に充てること。
- ⑤ 採択後の事業実施に当たっては、適正な執行を確保する義務が生じる。あらかじめ「3 適正な執行の確保」を参照の上、十分な認識のもと応募すること。
- ⑥ 100万円以上の発注を行う場合は、原則として複数者の見積書を提出すること。
- ⑦ 補助事業者の構成団体に対する事業の発注は行うことが出来ないため、協議会等を創設する際の構成団体の選定には留意すること。
- ⑧ 見積書の日付は、交付要望日以前とすること。また、交付要望時点で見積書の有効期限が来ていないようにすること。
- ⑨ やむを得ず随意契約を行わざるを得ない場合においては、地元の地方公共団体の契約規則に照らした検討だけでなく、国庫金の観点からもその理由が真に必要なものであるか検討の上、競争性、価格の妥当性まで検討した上で契約すること。特に、競争性、価格の妥当性に関しては、実際に入札不成立となった事実を具備するなど、徹底すること。
- ⑩ 国の他の補助金（例：文化財多言語解説整備事業補助金など）の対象物に、重複して補助金を支出することはできません。
- ⑪ 担当者連絡先は、文化庁より詳細について問い合わせることがあるほか、連絡事項の基となるため、直通電話番号などを記載し、日中確実に連絡が可能な連絡先とするとともに、必ず要望書1枚目の所定の欄に記載すること。
- ⑫ 見積書、仕様書等の構成は、「支出内訳明細」の事業区分と同じ順番にしてください。なお、各事業における順番は、【 見積書⇒仕様書⇒参考資料 】としてください。



5. 審査

文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者（以下、委員という。）による審査を行ったうえで採否を決定します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。※ 詳細は「4 その他留意事項等」に記載しています。

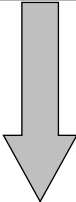
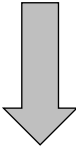
審査・評価の視点

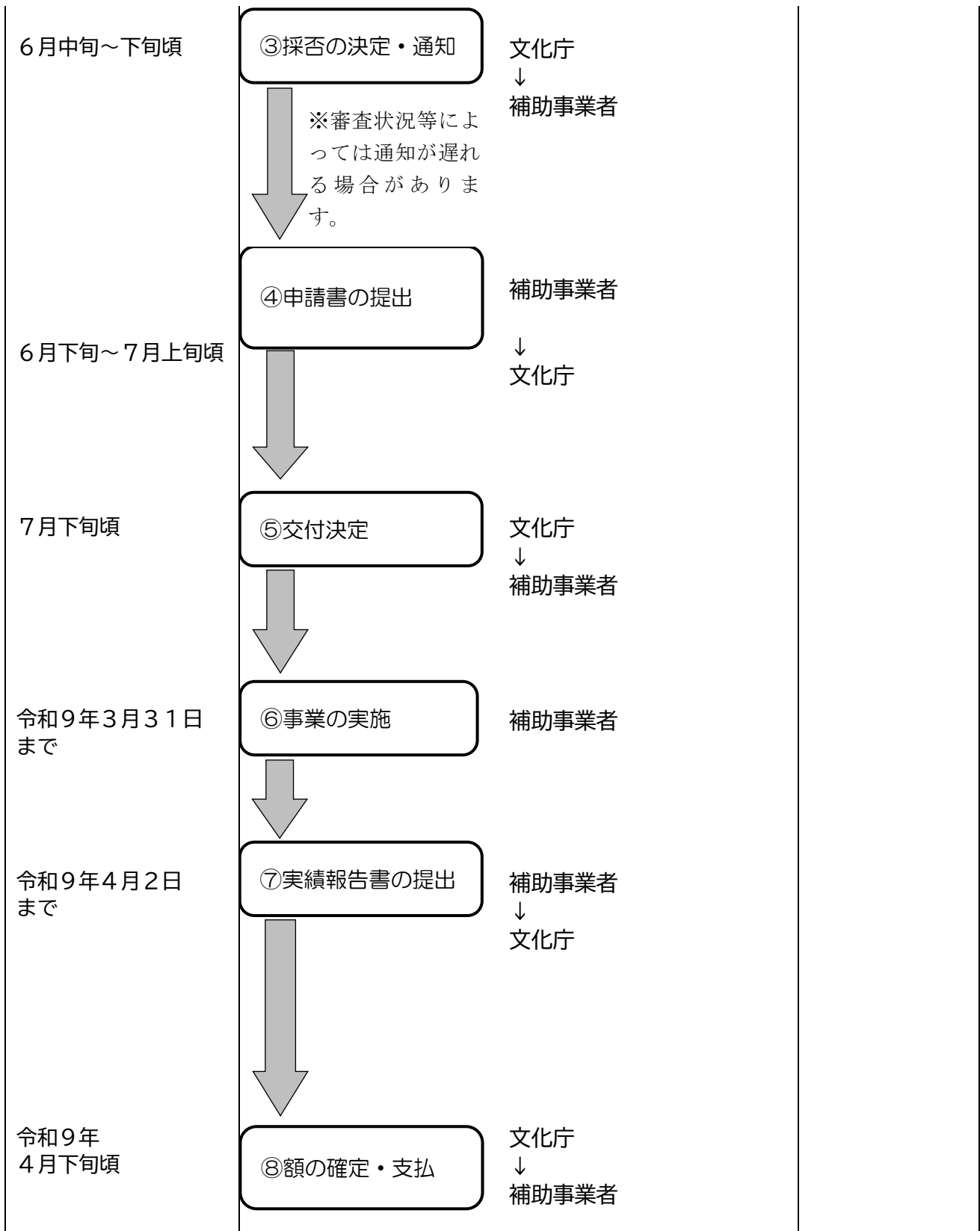
◆ 補助事業について

- ・本事業の趣旨・目的に沿った具体的な事業内容となっているか。・評価指標や目標値等が適切に設定されており、期待される成果が見込めるか。
- ・事業内容が実現性の高いものとなっているか。
- ・事業の実施のための体制が十分に整えられているか。
- ・経費の積算内容が適切であるか。
- ・事業の実施によって、文化財の変容や保存に影響を及ぼす取組ではないか。

6. 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

時期	事業の流れ	書類の様式
締切： 令和8年5月15日 正午	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">① 応募書類の提出</div> <div style="margin-left: 20px;">補助事業者 ↓ 文化庁</div> 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要望書（様式1） ・令和8年度事業計画書（様式2） ・収支予算書（様式3） ・支出内訳明細（様式4） ・補助事業者（補助の対象となる者）の概要（様式5） ・講師及び出演者等一覧表（様式6） ・見積書（写）、仕様書、その他内容を補足するための参考資料（様式任意）
5月下旬～6月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">②有識者による審査</div> <div style="margin-left: 20px;">文化庁</div> 	



3 適正な執行の確保

交付決定の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を適用し、5年間の応募制限を付した例があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、応募してください。

特に留意すべき事項

平成28年度、29年度の会計検査院による実地検査において、複数の補助事業者で

- ①補助の対象とならない経費等が補助対象経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていた
- ②補助事業に係る会計経理が適正に行われたのか確認できないものとなっていた
- ③補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかった
- ④不適切な会計経理を伴う虚偽申請及び虚偽報告が行われていた
- ⑤同一の補助事業者等について、過去5年間に遡って調査を行った結果、一部事業において、不適切な会計経理及び事業が行われていた

などの事態が見受けられたことを受け、補助事業の遂行に当たっての経理処理等のうち、特に留意すべき点を下記のとおりまとめていますので、必ず確認してください。

記

1 補助の対象とならない経費について

- (1) 補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。
- (2) 賃金、報償費、宿泊費については、募集案内に記載された単価上限を超えて支払った額は補助対象とならないこと。例えば、同日に2時間以上の会議出席を依頼した場合でも、会議出席の日額上限である14,600円を超えて支払った額は補助対象とならないので注意すること。
- (3) 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対して賃金・報償費等を支払ったり、その他の発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。

2 帳簿の作成について

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。

なお、帳簿は協議会のみならず、各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。

3 経費の執行について

- (1) 銀行口座については、本補助事業専用の口座を開設し、当該口座において、補助事業に係る支出及び収入を管理すること。その際、利子の発生しない決裁用普通預金等の口座を利用すること。なお、補助事業に係る支出及び収入のある各構成団体においても、口座を作成して管理を行うこと

が必要である。

- (2) 1回当たりの支払額が35,000円(税込み)以上となる場合、銀行振り込みとすること。(35,000円(税込み)未満の支払いであっても、銀行振り込みとすることが望ましい。)35,000円(税込み)未満の支払いを現金で行う場合も、具体的な支払日や支払額、支出先等は帳簿等で確認できるようにすること。
- (3) 発注した業務については、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認するため、発注した者とは別の者が検収を行うこと。
- (4) 使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴収を徹底すること。
- (5) 見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、地域活性化計画策定地方公共団体等が(別紙様式)基準表を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。なお、複数者からの見積書の徴取に当たっては、必ず協議会又は構成団体自らが直接徴取すること。

4 会計書類について

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体のために準拠した支出決定決議書等をいう。

5 事業の実施について

補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、補助事業者又は構成団体が自ら実施し、補助事業者は、構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

補助事業の事務の一部を補助事業者以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、補助事業者は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

6 実績報告の提出について

事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。

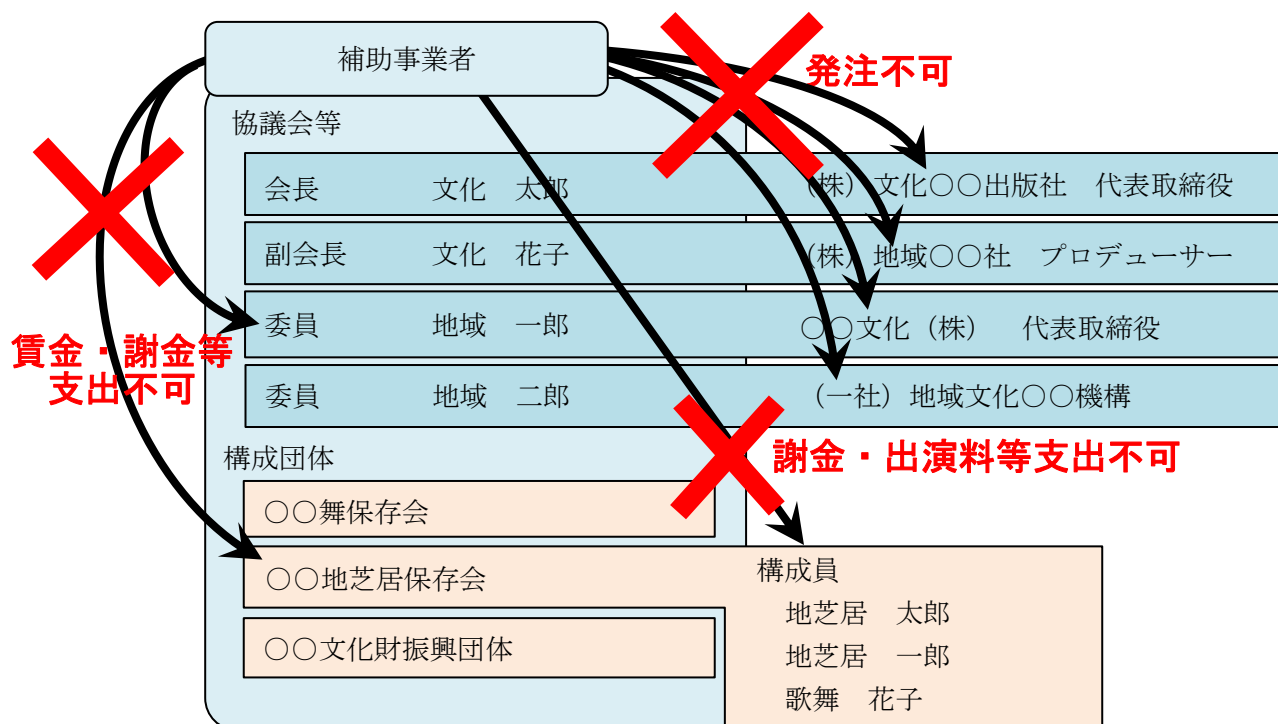
【解説】補助事業の期間と対象範囲



- ※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。
検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。
- ※2 原則、期間内に支払まで完了する必要があるが、支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

【解説】 内部支出の禁止

協議会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。



【別紙帳簿様式】

令和〇〇年度帳簿（出納簿）

〇〇協議会

	月	日	摘要	証ひょう 番号	通帳 番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	令和〇〇年度〇〇市負担金	入1	1	1,000,000		1,000,000
2	4	25	〇〇工業(株)協賛金	入2	2	300,000		1,300,000
3	4	30	〇〇フェスティバル告知チラシ印刷(〇〇印刷(株))	出1	3		75,600	1,224,400

※協議会だけでなく、構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるので留意すること。

【別紙様式（基準表）】

■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

	基 準 額
見積書の徴取	万円以上
複数見積書の徴取	万円以上
契約書の作成	万円以上
請書の徴収	万円以上

※地域活性化計画策定地方公共団体の経理部局担当者が記入の上、補助事業者に伝達し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

※補助事業者は、実績報告書提出時に、証ひょう書類の冒頭に添付すること。

4 その他留意事項等

1. 補助金交付申請書の提出

採択が決定した補助事業者に対しては、改めて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。なお、詳細は採択が決定した補助事業者に対して、別途お知らせします。

2. 交付決定された補助事業の取扱

地域文化財総合活用推進事業で交付する補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

本補助事業に応募される補助事業者においては、下記に御留意ください。

(1) 「3 適正な執行の確保」に留意すること。

補助事業の実施内容が日本遺産を通じた地域活性化計画や交付決定の条件と著しく異なっていると認められる場合、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。

補助事業期間終了後も、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。

(2) 地域文化財総合活用推進事業において、補助金の不正受給等を行った場合、加算金を付して補助金を返納するだけでなく、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

(3) 補助事業で作成される成果品事業報告書等) には、以下の例のとおり文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載していただきます。（文化庁シンボルマークについては文化庁 HP：<http://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/index.html> を参照ください。）

(4) 認定内容の変更を申請している場合は、補助事業のうち当該変更に係る部分については、変更手続きが終了した時点より開始できます。

(例)



令和8（2026）年度文化芸術振興費補助金

（地域文化財総合活用推進事業）

3. その他参考資料

本補助事業に係る以下の法令等を「6 関係法令等」に記載していますので、応募に当たっては、事前に必ず熟読してください。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）
- 文化芸術基本法（抄）
- 芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

5 参考資料

(1) 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項

平成31年4月1日
文化庁長官決定
令和2年6月4日
令和3年2月10日
令和3年4月1日
令和4年1月13日
令和5年2月10日
令和6年3月5日
令和7年3月11日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

(2) 日本遺産等

補助事業者は、日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会及び日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財、博物館等の所有者又は管理者等とする。

なお、日本遺産の候補地域は新規認定から3年間の地域に限る。

(3) ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

(4) 地域文化遺産

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会又は文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization(DMO)等の民間団体等で構成する協議会等とする。

(5) 地域伝統行事・民俗芸能等

補助事業者は、地域の文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

(6) 地域のシンボル整備等

補助事業者は、文化財保存活用地域計画等を作成している地方公共団体（市町村等）とする。

(7) 文化財保存活用地域計画作成

補助事業者は、地方公共団体（市町村等）とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。なお、2.（4）及び（5）の補助事業者で文化財保護法に基づき文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村における事業については、優先採択等の措置を講じることができる。

(1) 人材育成事業

地域の文化財を総合的に紹介するボランティア等の人材育成。但し、2. (1) から (4) に限る。
なお、2. (2) について候補地域以外は対象外とする。

(2) 普及啓発事業

地域の文化財を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）。但し、2. (1) から (4) に限る。

なお、2. (2) について候補地域以外は対象外とする。

(3) 調査研究事業

地域の文化財に関する調査研究事業。但し、2. (1) から (3) に限る。

なお、2. (2) について候補地域以外は対象外とする。

(4) 後継者養成事業

地域の文化財の継承のための後継者の育成等。但し、2. (5) に限る。

(5) 用具等整備事業

地域の文化財の継承のために用いる用具の新調、修理。但し、2. (5) に限る。

(6) 記録作成・情報整備事業

地域の文化財の保存継承等に関する記録作成、伝統行事等のオンライン配信等の取組。但し、2. (5) に限る。

(7) 機能維持事業

地域の核（シンボル）となっている国登録文化財の機能維持（修理、整備）のため、市町村が自ら行う事業又は所有者等の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業。但し、2. (6) に限る。

また、国登録有形文化財（建造物）の修理・整備にあたっては、文化財としての価値を担保するため、以下のような者が従事するか、技術的指導を受ける必要がある。

- ・文化庁が選定した選定保存技術保持者もしくは保存団体に属する者、またはこれらに準ずるものとして文化庁が認めた者
- ・ヘリテージマネージャーとして各都道府県建築士会に登録された建築士
- ・「登録有形文化財（建造物）修理に係る設計監理技術指導者の承認基準」を満たすことを文化庁が認めた者

(8) 上記 (1) から (7) の事業を構想するために必要な取組

(9) 文化財保存活用支援団体事業

地域で活動する民間団体の文化財の保存・活用への取組に対し市町村がその経費を補助する事業。但し、2. (6) に限る。

(10) 文化財保存活用地域計画作成事業

地域内の歴史的背景、自然的環境、社会的状況、文化財の状況等に関する調査や文化財保存活用地域計画の作成等に必要とする事業。但し、2. (7) に限る。

(11) 博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業

ガイダンス施設や博物館等、来訪者が日本遺産への理解を深める展示を行い、地域における周遊の拠点となる施設における日本遺産ストーリーの理解を促すために必要な展示改善等の整備及び当該施設を中核とした周遊促進事業。但し、2. (2) に限る。

4. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 人材育成事業
- イ 普及啓発事業
- ウ 調査研究事業
- エ 後継者養成事業
- オ 用具等整備事業
- カ 記録作成・情報整備事業
- キ 機能維持事業
- ク 上記アからキの事業を構想するために必要な取組

- ケ 文化財保存活用支援団体事業
 - コ 文化財保存活用地域計画作成事業
 - サ 博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業
- (2) その他の経費
事務経費

5. 補助金の額

3. (7)、(9) 及び (11) 以外の補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。3. (7)、(9) 及び (11) の補助金の額は、補助対象経費の50%とする。

(別表)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
地域文化財総合活用推進事業	主たる経費	事業費	給与	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当		
			報酬			
職員手当等						
共済費			傷害保険 〇〇保険			危険作業を伴う等必要な場合に限る
報償費			講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金			
旅費			普通旅費 特別旅費 費用弁償			
使用料及び借料			会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料			
役務費			通信運搬費 手数料 現像焼付料			振込手数料等
委託費			〇〇委託費			
請負費			請負費			
備品購入費	備品購入費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。				
原材料費	原材料費	単価が10万円未満(税込)のものに限る				
需用費	消耗品費	単価が10万円未満(税込)のものに限る				
			印刷製本費 会議費			
		本工事費	給与			
			報酬			
			職員手当等			
				時間外手当		
	キ 機能維持事業					
	サ 博物館等における日本遺産ゲートウェイ					

地域文化財総合活用推進事業	主たる経費	イ機能強化事業		共済費	期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
				報償費	労災保険 〇〇保険	
				旅費	〇〇委員謝金	
				使用料及び借料	普通旅費 特別旅費 費用弁償	
				役務費	借料及び損料 〇〇損料	
				委託費	通信運搬費 手数料 〇〇費	
				工事請負費	試験委託費 調査委託費 測量委託費 設計監理費 〇〇委託費	
				備品購入費	請負費	
				原材料費	備品購入費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
				需用費	工事材料費	単価が10万円未満(税込)のものに限る
					消耗品費	単価が10万円未満(税込)のものに限る
				補償金	印刷製本費 燃料費 光熱水料 〇〇費	
					立木伐採保証金 〇〇保証金	
	その他の経費	事務経費	事務費	給与 報酬		
				職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
				旅費	普通旅費 費用弁償	
				役務費	通信運搬費 手数料	振込手数料等
				委託費	〇〇委託費	
				使用料及び借料	会場借料 〇〇借料、〇〇	

				需用費	損料 消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
--	--	--	--	-----	---------------------	----------------------

(2) 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱

平成31年4月1日
文化庁長官決定
令和3年2月10日
令和3年4月1日
令和3年5月28日
令和4年2月8日
令和5年2月10日
令和6年3月5日
令和7年3月11日
改 正

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の総合的な活用の推進等を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。

(交付の対象となる事業の種類、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
1. 世界文化遺産	世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等
2. 日本遺産等	日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会及び日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財、博物館等の所有者又は管理者等

	<p>なお、日本遺産の候補地域は新規認定から3年間の地域に限る</p>
<p>3. ユネスコ無形文化遺産</p>	<p>地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等</p>
<p>4. 地域文化遺産</p>	<p>地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会又は文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等で構成する協議会等</p>
<p>5. 地域伝統行事・民俗芸能等</p>	<p>地域の文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等</p>
<p>6. 地域のシンボル整備等</p>	<p>市区（東京都の特別区に限る。）町村</p>
<p>7. 文化財保存活用地域計画作成</p>	<p>地方公共団体等</p>

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由する。なお、当該申請が都道府県知事又は都道府県教育委員会に到達してから長官に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。）しなければならない。

2 申請者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付（6. 地域のシンボル整備等については、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第3）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2）を送付する。）するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等

仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 交付の申請が長官に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第4)を長官に提出(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由する。)し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の総額の20パーセント以内で変更する場合はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに長官に申請(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由する。)し、その承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由する。)し、その指示を受けなければならないこと。

- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会)に提出しなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を概算払いした場合の預金利子等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちとすることができること。

- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならないこと。

※特殊条件(間接補助事業(6.地域のシンボル整備等)の場合)

- (12) ア 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。

イ 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第1号から第9号までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において第1号から第5号まで、第7号中

「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。

(13) 第12号イにより付した条件に基づき、補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ長官の承認又は指示を受けなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請の取下げ書(様式第5)を長官に提出(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由する。)しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第6)を補助事業者に送付(6.地域のシンボル整備等については、長官は、その者に係る変更交付決定内容通知書(様式第7)を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定変更通知書(様式第6)を送付する。)するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第8)により当該補助事業の成果を報告(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第8)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。)しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会)に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 長官(6.地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会)は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第9)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第10）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。
- 4 長官（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助金の交付を受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第12）を長官（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会）に提出しなければならない。

- 2 長官（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合。
- （4）補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- （5）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 長官は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 長官は、第1項の第1号から第4号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第5項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会）の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式11）を長官に提出しなければならない。

2 長官（6. 地域のシンボル整備等については、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(電磁的方法による提出)

第17条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文化庁に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第18条 長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等をうけることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(補助金調書)

第19条 補助事業者(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする補助金調書(様式第13)を作成しておかなければならない。

附 則(令和6年3月5日)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

附 則(令和7年3月11日)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

6 関係法令等

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並

びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、

補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

- 第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

- 第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

- 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

- 第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予

算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
 - 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合に

において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
 - 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、

善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていない融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容

及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、

期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しく

は間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に

基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五

年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかった者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体を代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）（抄）

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用
方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項

- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
- 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補

助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。
- 5 別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の

規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定に

よる条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合

二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについては、やむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号） （抄）

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- （1）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- （2）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- （3）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）、（2）に準じて取り扱う。

7 地域文化財総合活用推進事業Q & A

<補助事業者（補助の対象となる者）が作成する交付要望書等について>

1. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が複数年にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。
2. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。
3. 本補助事業の補助事業者となる協議会等について教えてください。
4. 応募期限までに協議会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。
5. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
6. 補助金の交付先は誰になりますか。
7. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。
8. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

<補助対象事業について>

9. 補助対象事業について教えてください。
10. 他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。

11. 補助事業完了後の振込手数料、又は構成団体への支払に係る振込手数料は補助対象になりますか。
12. 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出が補助対象外となるのはなぜですか。
13. その他、交付要望書の作成に当たって注意することはありますか。

<補助事業者（補助の対象となる者）が作成する交付要望書等について>

1. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が複数年にわたる事業の場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された書類に基づき内容を精査のうえ、採否を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。

また、毎年、応募を行った上で採否を決定します。今回の募集で採択された事業が継続事業であっても、2年目以降も採択されるとは限りません。

2. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。

本補助事業において、補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業（例：伝統文化親子教室事業等）」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。

3. 本補助事業の補助事業者となる協議会等について教えてください。

協議会等は、地方公共団体及び民間企業等を構成員とする任意団体等です。域内団体からの事業計画の集約、交付要望書の作成、補助金交付等に係る手続を行うことを想定しています。

協議会等は、補助事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する必要があるため、次の4つの要件を満たすこととします。

- ① 定款に類する規約等を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ③ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ④ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

4. 応募期限までに協議会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。

応募時には暫定組織として応募書類を提出し、詳細が決まり次第、文化庁に正式版を提出してください。ただし、採否の決定までには、正式に設立されている必要があります。

5. 補助対象事業の実施期間について教えてください。

交付決定日から令和9年3月31日までを予定しています。

上記期間以外の事業は、補助対象事業にはなりません。（「3 適正な執行の確保」を参照）

6. 補助金の交付先は誰になりますか。

文化庁から補助事業者へ直接交付します。

7. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。

補助率は、補助対象経費の50%です。

交付要望額に上限、下限は設けていませんが、補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。（「各費目における単価上限、補助対象外経費等」参照）

8. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、実際に事業に要した補助金の額を確定した後となります。

<補助対象事業について>

9. 補助対象事業について教えてください。

「2 補助事業の対象範囲」を参照してください。

10. 他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。

他省庁の補助事業や都道府県、市区町村独自の施策など、可能な限り様々な枠の事業を組み合わせた事業計画を立て、地域の文化遺産を総合的に活用することが望ましいですが、本補助事業のみを活用する内容でもかまいません。なお、同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできません。

11. 補助事業完了後の振込手数料、又は構成団体への支払に係る振込手数料は補助対象になりますか。

補助金は、原則、補助事業が完了し、額の確定後に支払われます。補助事業期間外に発生した振り込み行為にかかる費用については補助対象にはなりません。

また、補助事業者の構成団体への支払に係る振込手数料は、補助事業者の本来の管理費で負担すべきものであるため、補助対象にはなりません。（「各費目における単価上限、補助対象外経費等」参照）

12. 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出が補助対象外となるのはなぜですか。

補助金は補助事業者が事業に要した経費の全部または一部を補てんするものです。

たとえば、構成団体から見積書を徴取して当該構成団体に業務を発注し、その費用を支払うことは、協議会の中で経費が移し替えられているにすぎず、構成団体を含む協議会としては経費を要したものと判断されません（内部発注）。構成員等に対して謝金等を支払うことも同様です（内部謝金）。

また、これらの内部支出は、発注先の選定手続きの透明性だけでなく、価格の妥当性も担保できないため、補助対象外としています。

13. その他、交付要望書の作成に当たって留意すべきことはありますか。

本補助事業に応募する補助対象事業については、可能な限り、その成果を活用する取組等を、併せて実施するよう検討してください。